

神奈川県「遊漁船業の適正化に関する法律」に係る不利益処分基準

(目的)

1 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）に基づき、知事が行う不利益処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する不利益処分をいう。）について、行政手続法第 12 条第 1 項に規定する処分基準を次のとおり定める。

(用語の定義)

2 本基準で使用する用語の定義は、法のほか、行政手続法の定めるところによる。

(不利益処分を行う場合)

3 不利益処分は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に命ずることができる。

- (1) 法第 4 条第 2 項の規定による届出において虚偽の届出をした場合、又は同条第 3 項の規定による利用者の安全の確保等の農林水産省令で定める事項を定めなかった場合
- (2) 法第 7 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- (3) 法第 12 条の規定に定める遊漁船業務主任者の選任、又は利用者の安全管理その他の業務を行わせなかつた場合
- (4) 法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、気象情報等の収集等を行わなかつた場合
- (5) 法第 15 条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合
- (6) 法第 16 条の規定に違反して、利用客に対し漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合
- (7) 法第 17 条第 1 項の規定に違反して、標識を掲示しなかつた場合
- (8) 法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、名義を他人に遊漁船業のため利用させた場合又は遊漁船業を他人にその名において経営させた場合
- (9) 法第 19 条の規定に違反して、事故の報告を届出なかつた場合

- (10) 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合（法 20 条及び法第 21 条第 1 項第 1 号）
- (11) 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けた場合（法第 21 条第 1 項第 2 号）
- (12) 法第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる事由のうち、法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 8 号から第 16 号までのいずれかに該当することとなった場合
- (13) 法第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- (14) その他、遊漁船業者の業務の運営に関し、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を害する事実（以下「法の目的を害する事実」と言う。）があると認めたとき

（不利益処分を行う場合の基準）

- 4 不利益処分の処分基準は、原則として次のとおりとする。なお、違反内容による不利益処分の方法及び累犯の扱いは、別表のとおりとする。
- (1) 事業者が法の規定に違反している状態又は違反する恐れがある状態（以下「違反等」という。）を確認した場合、**不利益処分の前に次のア又はイに基づき以下の行政指導（神奈川県行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する行政指導をいう。）を行う。**
 - ア 指導 速やかに違反等の状態の改善することが可能な場合
 - イ 警告 指導に従わず違反等の状況が継続している場合、若しくは最後に受けた指導から 5 ヶ年を経過する前にさらに同一の違反等を確認した場合

ただし、次のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく不利益処分を行うことができる。

 - 一 行政指導による改善が期待できないことが明白である場合
 - 二 法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合
 - 三 海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白であり、不利益処分を行うことが相当であると認められる場合

(2) 前項の行政指導によっても違反等が改善されていない場合、次の不利益処分を行う。

ア 業務改善命令 本処分基準4(1)イの警告に従わず、次の(ア)から(サ)に係る違反等が改善されていない場合、法第20条に規定する業務改善命令を命ずることができる。

- (ア) 法第4条第3項
- (イ) 法第6条第1項第11号又は第12号
- (ウ) 法第6条第1項第14号又は第15号
- (エ) 法第6条第1項第16号
- (オ) 法第7条第1項
- (カ) 法第12条
- (キ) 法第14条第1項又は第2項
- (ク) 法第15条
- (ケ) 法第16条
- (コ) 法第17条第1項
- (サ) 法第29条第1項

イ 事業停止命令 前号の命令に従わない場合、法第21条第1項に規定する事業停止命令を命ずることができる。

ウ 登録の取消し 前号の命令に従わない場合若しくは次の(ア)から(ウ)に係る違反等が認められる場合又は前々号の命令に違反した上で事故に至った場合には、法第21条第1項に規定する登録の取消しをすることができる。

- (ア) 法第18条第1項又は第2項
- (イ) 法第21条第1項第2号
- (ウ) 法第6条第1項第2号又は第8号から第16号までのいずれかに該当することとなったとき

(意見陳述)

5 不利益処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者に意見陳述の機会

を設けなければならない。

一 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。

ア 遊漁船業の登録又は遊漁船業団体の指定を取り消そうとするとき。

イ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。

二 前号のいずれにも該当しない場合は、弁明の機会を設ける。

(2) 前項の規定にかかわらず、行政手続法第13条第2項の規定に該当するときは、

聴聞又は弁明の機会を設けることなく、不利益処分を行うことができる。

(違反行為の併合)

6 不利益処分を受けていない複数の違法行為について不利益処分を行う場合は、当該違反内容のうち最も重い不利益処分の内容によるものとし、その序列は重いものから登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令（遊漁船業団体の場合は指定の取消し、改善命令）とする。

(事業停止命令期間の加重)

7 事業停止命令の期間について、聴聞の結果等により、次表の左欄のような事由があるときには、同表右欄の範囲内において加重することができる。ただし、加重した後の期間が180日を超える場合は、登録の取消しとする。

また、処分日数に1日未満の端数が生じる場合は、それを1日と見なす。

事由	加重の範囲
違反行為を行った日前5年間に不利益処分を受けていた事実があること	60日を加算
複数の違反行為を行った者	最も長い処分期間に、他の違反行為に対する処分期間の2分の1の日数を全て加算
違反が計画的であること、又は違反を承知上で行った者	期間の2分の1の日数を加算
違反に対する改しゅんの情が見られず業務に対する改善措置が不十分であること	期間の2分の1の日数を加算
結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの	10日を加算

(処分内容の軽減)

8 聴聞の結果等により、次の各号のいずれにも該当する場合であって、不利益処分の内容が登録取消しのときは 120 日の事業停止命令に処分を減じ、事業停止命令であるときは処分期間の 2 分の 1 の日数を限度に事業停止命令期間の日数を減ずることができる。

- 一 当該登録期間中において過去に当該処分と同一の違反により不利益処分を受けていること。
- 二 違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努める見込みがあること。
- 三 他に重要な違反が認められること。
- 四 被害者の損害が回復されていること。

(不利益処分の履行確認)

9 業務改善命令の不利益処分を行ったときは、改善を命じた事項について、改善報告書を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。

(2) 事業停止命令の不利益処分を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。

(不利益処分及び行政指導の方法)

10 不利益処分及び行政指導は、次の（1）から（4）に掲げた所属が、それぞれ所管する市町に営業所がある遊漁船業者について行う。

なお、不利益処分及び行政指導を行った場合は、環境農政局農水産部水産課長へ報告するものとする。

- (1) 環境農政局農水産部水産課
- (2) 横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課
- (3) 湘南地域県政総合センター農政部地域農政推進課
- (4) 県西地域県政総合センター農政部地域農政推進課

(遊漁船業団体の改善命令)

11 遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認める

ときは、当該遊漁船業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(遊漁船業団体の指定の取消し)

1 2 遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、法第 24 条の指定を取り消すことができる。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

1 3 不利益処分をしようとする場合には、行政手続法及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年 9 月 30 日 神奈川県規則第 156 号）の定めるところにより処理する。

(附則)

平成 15 年 12 月 16 日制定

平成 16 年 9 月 15 日一部改正

平成 17 年 12 月 26 日一部改正

平成 18 年 10 月 23 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 24 年 4 月 2 日一部改正

平成 26 年 3 月 4 日一部改正

令和 2 年 4 月 13 日一部改正

令和 2 年 4 月 23 日一部改正

令和 7 年 3 月 14 日一部改正

令和 8 年 1 月 30 日一部改正

別表 違反内容による不利益処分及び行政指導の方法及び累犯の扱いについて（処分基準4関係）

行政指導又は不利益処分の種類	行政指導又は不利益処分の方法	違反内容	説明	処分内容
1 行政指導 処分基準4 (1) ア	文書による指導の他口頭による指導を含む	処分基準3 (1) から (14) まで掲げる事項	法の規定に違反している状態又は違反する恐れがある状態（以下「違反等」と言う）を確認した場合	指導
2 警告 処分基準4 (1) イ	原則として文書による指導	処分基準3 (1) から (14) まで掲げる事項	指導に従わず違反等の状況が継続している場合、若しくは5年以内に同一の違反等を確認した場合	警告
3 不利益処分 業務改善命令 処分基準4 (2) ア	処分基準4 (1) アの指導に従わず同基準4 (2) ア(ア)に該当する違反等の状態となった場合、警告を行わず弁明の機会を付与した上で、業務改善命令を発する	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1項第1号から第10号までの登録の拒否要件に該当することとなった場合（法第6条第1項第11号及び第12号）	登録者が登録の要件を満たさない状態であるが、業務改善命令により法定代理人または役員が交代することで改善可能であると考えられるもの	業務改善命令
	処分基準4 (1) イの警告に従わず同基準4 (2) ア(ウ)、(エ)及び(ク)のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第7条第1項、法第8条） ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合（法第16条）	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されないもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令
	処分基準4 (1) イの警告に従わず同基準4 (2) ア(エ)から(キ)、(ケ)及び(コ)のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	・業務規程を届出ず、又は虚偽の届出をした場合（法第8条） ・業務規程に利用者の安全の確保等定める事項を定めなかった場合（法第4条第3項、法第6条第1項第16号） ・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかつた場合（法第12条） ・気象情報等の収集などをを行わなかつた場合（法第14条第1項又は第2項） ・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合（法第15条） ・標識を掲示しなかつた場合（法第17条第1項） ・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（法第29条第1項）	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令
	処分基準4 (1) アの指導に従わず同基準4 (2) ア(イ)に該当する違反等の状態が継続している場合、緊急を要する違反のため弁明の機会を付与せず、警告を行わず、直ちに業務改善命令を発する	・遊漁船業務主任者を選任していない場合（法第6条第1項第14号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第6条第1項第15号に該当することとなった場合）	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令

	行政指導又は不利益処分の種類	行政指導又は不利益処分の方法	違反内容	説明	処分内容
4 事業停止命令 処分基準4(2)イ	处分基準4(2)アの業務改善命令に従わない場合、聴聞を行った上で、事業停止命令を発する 处分基準4(2)アの業務改善命令に従わない場合、緊急を要する違反のため聴聞を行わず、ただちに事業停止命令を発する	業務改善命令に違反した場合（法第21条第1項第1号） ・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合（法第15条） ・標識を掲示しなかった場合（法第17条第1項） ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合（法第16条）			事業停止 (基準期間) 15日～60日
					事業停止 (基準期間) 15日
		・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第7条第1項、法第8条） ・気象情報等の収集などを行わなかった場合（法第14条第1項又は第2項） ・業務規程に利用者の安全の確保等定める事項を定めなかった場合（法第4条第3項） ・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（第29条第1項）		事業停止 (基準期間) 30日	
					事業停止 (基準期間) 45日
5 登録の取消 処分基準4(2)ウ	处分基準4(2)イの事業停止命令に従わない場合若しくは、处分基準4ウの(ア)から(ウ)に係る違反等が認められる場合又は、处分基準4(2)アによる業務改善命令に違反して事故に至った場合、聴聞を行った上で登録の取消を行う。 处分基準4(2)イの事業停止命令に従わない場合若しくは、处分基準4ウの(ア)から(ウ)に係る違反等が認められる場合又は、处分基準4(2)アによる業務改善命令に違反して事故に至った場合、緊急を要する違反のため聴聞を行わず、ただちに登録の取消を行う。	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1号から第10号までの登録の拒否要件に該当することとなった場合（法第6条第1項第11号及び第12号） 事業停止命令に違反した場合（法第21条第1項第1号） ・名義を他人に遊漁船業のため利用させた場合（法第18条第1項） ・遊漁船業を他人にその名において経営させた場合（法第18条第2項） ・不正の手段により遊漁船業者の登録を受けた場合（法第21条第1項第2号） ・第6条第1項第2号又は第8号及び第9号のいずれかに該当することとなった場合		利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるものでこの法律に基づく命令に違反した場合若しくは、法第33条又は第34条の罰則が適用されるもの、登録拒否要件に該当することとなったとき及び業務改善命令に違反して事故に至った場合	登録取消
		業務改善命令に違反して事故に至った場合 ・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかった場合（法第12条） ・遊漁船業務主任者を選任していない場合（法第21条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第14号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第21条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第15号に該当することとなった場合）			
6	その他	处分基準による不利益処分ではなく告発することができるもの	・登録を受けないで遊漁船業を営んだ場合（法第3条第1項） ・廃業の届出をしなかった場合（法第10条第1項） ・遊漁船業者以外の者が標識又はこれに類似する標識を掲示した場合（法第17条第2項）		